

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定により、柏崎市有財産（物品）の売買について、次のとおり一般競争入札を行うこととされたので、公告する。

令和７（２０２５）年１１月１７日

柏崎市副市長 西 巻 康 之

１ 入札に付する物品及び予定価格

- | | | |
|-----|--------------|---------------------|
| (1) | 自動車登録番号 | 長岡５００ら８７０９ |
| (2) | 車両名称 | トヨタ プロボックスワゴン |
| (3) | 型式 | C B A - N C P 5 9 G |
| (4) | 規格・数量 | 普通自動車 １台 |
| (5) | 初度登録年月 | 平成２２年５月 |
| (6) | 累計走行距離 | ４６，２２４km(令和７年１１月現在) |
| (7) | 車検満了日 | 令和７年（２０２５年）７月２８日 |
| (8) | 自賠責保険満了日 | 令和７年（２０２５年）８月２５日 |
| (9) | 予定価格（最低売却価格） | ８０，０００円 |

２ 入札参加資格の制限

次に掲げる者は、入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当する者
- (2) 令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から３年が経過していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び第６号に規定する団員又は暴力団員が実質的に経営を支配している会社等
- (4) 市有車両購入希望者登録票及び前３号に該当しない旨の申立書を提出していない者

3 事前説明会

当該物品の公開及び説明会を次のとおり実施する。なお、事前説明会に参加せずに入札に参加する場合も、事前説明会における説明事項について了知しているものとみなす。

(1) 入札説明

ア 日時 令和7年（2025年）12月4日（木）午後1時30分

イ 場所 柏崎市役所 4-3 会議室

(2) 物品案内

ア 日時 令和7年（2025年）12月4日（木）入札説明会終了後

イ 場所 県立柏崎アクアパーク 駐車場

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年（2025年）12月10日（水）午前10時00分
（受付開始 午前9時30分）

(2) 場所 柏崎市役所 4-4 会議室

5 落札者の決定

予定価格以上の者のうち最高金額のものを落札者として決定する。
なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、くじで決定する。

6 契約条件 別添「物品売買契約書（案）」による。

7 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。なお、落札者が落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は返還しない。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。

9 市有車両購入希望者登録票及び申立書の入手方法

柏崎市ホームページからのダウンロード

アドレス ≪ <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/> ≫

10 市有車両購入希望者登録票及び申立書の提出方法

(1) 提出期限 令和7（2025）年12月5日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参とする（郵送不可）。

(3) 提出場所 柏崎市教育委員会スポーツ振興課

(4) 提出部数 市有車両購入希望者登録票 2部

(1部は、受付印を押印し、購入希望者に返却する。)

申立書 1部

1 1 契約の締結 落札日から7日以内とする。

1 2 売買代金の納入

市長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結日から30日以内）までに全額を納入する。

1 3 留意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人出席の場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 郵便又は電報による入札は、認めない。

(5) 物品の引渡しは、代金納入後、当市保管場所において行う。

(6) 当該物品の代金納入後に発生する必要経費（当該物品の運搬費用、自賠責保険加入費用、車検費用、名義変更、車体文字消し処理ほか）及び危険負担については、全て購入者側の負担とする。

1 4 その他

(1) この公告に定めるもののほか、必要な事項については、地方自治法、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。

(2) その他詳細不明の点については、柏崎市教育委員会スポーツ振興課（0257-20-7010）に照会すること。